

# 令和6年度滋賀県保険者協議会事業計画書

## I 基本方針

滋賀県保険者協議会は、滋賀県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者及び滋賀県後期高齢者医療広域連合。以下「保険者」という。）の加入者にかかる健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、滋賀県医療費適正化計画の策定または変更にかかる協議と、同計画の実施についての滋賀県への協力、滋賀県保健医療計画の策定または変更に当たっての意見提出等を行うことを目的としています。

具体的には、構成団体の連絡・調整・連携を密にし、各保険者において効率的・効果的な事業運営が出来るよう情報の共有を図り、保険者横断的に同じ意識をもって共同で事業を実施します。

また、県の医療費適正化計画や医療計画については、県からの説明や協力要請を受け、各保険者間での議論と意見集約を図るとともに、保険者間連携による協力対応等について検討し、実施していきます。

## II 重点事項

- 1 健診の受診率向上を図るため、保険者が協働して保険者間での健診事業計画の情報の共有、受診啓発を行うとともに具体的な方策の検討を行います。
- 2 加入者の健康づくりや疾病予防に向けた行動を喚起するため、各保険者で実施されている保健事業の情報共有を図り、保険者の枠を超えて実施できる事業について協議します。
- 3 医療費や健診等にかかるデータ分析事業を実施します。
- 4 県が医療費適正化計画を策定・変更しようとするときに必要な協議を行うとともに、計画の作成や計画に基づく施策の実施に関し、県からの要請を踏まえ保険者に協力を求めます。
- 5 県が医療計画を策定・変更しようとするときに必要な意見の提出を行います。

## III 事業実施事項

### 1 保険者協議会の運営に関する事項

保険者協議会、各専門部会、連絡調整窓口会議を開催し、加入者の健康保持・増進、医療費適正化への取組と円滑な事業運営について協議します。

- ・ 保険者協議会の開催予定                      令和6年7月、令和7年3月
- ・ 監事会の開催予定                              令和6年5月

- ・各専門部会開催予定 必要の都度
- ・連絡調整窓口会議開催予定 必要の都度

## 2 健診受診率向上と医療費適正化の取り組み

健診受診率の向上や医療費の適正化に資するため、次の事業を行います。

- ①健診や特定保健指導にかかる保険者と滋賀県医師会との集合契約締結のための調整を行います。
- ②各保険者における健診（検診）事業についての情報（計画や実施機関、日程等）を共有し、加入者への情報提供など受診機会の確保等の環境整備を行います。
- ③健診受診率および特定保健指導実施率の向上を図るため、各保険者が連携や協力をできる取組について検討するとともに、情報交換の場を設けます。また、受診勧奨の広報を行い、広く被保険者への受診啓発を図ります。
- ④がん検診の実施について、実施機関や日程など情報の共有や情報提供、各保険者の実施しているがん検診の現状把握等を行います。
- ⑤医療費適正化の推進に向け、後発医薬品の使用促進を図るための取組を行います。なお、後発医薬品の供給が不足していることから、状況の共有と取組への反映を行います。
- ⑥糖尿病性腎症重症化予防の取組を促進するため、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを周知するとともに、各保険者への事業実施にあたってのデータ提供や各保険者の取組の情報共有を図ります。  
また、滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県糖尿病対策推進会議との共催により、糖尿病性腎症重症化予防研修会を開催します。

## 3 医療費・健診等データ分析事業

各保険者が行う保健事業等に活用できるよう、県内の医療費や健診等のデータを集約・分析します。さらに、県全体や地域ごとおよび保険者間の課題を共有し、各保険者で実施できる課題解決に向けた方策を検討します。

## 4 医療費適正化計画・医療計画にかかる意見集約および協力

県の医療費適正化計画や医療計画について、策定・変更にあたって必要な協議や意見の提出、施策の実施等に関する協力などを行います。

## 5 生活習慣病予防対策推進研修会の開催

各保険者における加入者の健康づくりと各保健事業の推進に向けた取組の一助とするため、保険者におけるデータヘルスの効果的な取組事例の情報提供など保健師、管理栄養士および事務職等を対象とした研修会を開催します。

## 6 医療費分析研修会の開催

医療費の適正化に資する取組を効果的、効率的に実施するためには、好事例の横展開や健康医療情報を的確に分析できる人材の育成が必要なことから、医療費データの見方や手法などについての研修会を開催します。

## 7 健康づくり事業に関する情報の共有と共同参画

各保険者で実施されている加入者向けの健康づくり事業について、開催予定の情報を共有し共同参画（保険者協議会共催など）とする等、加入者の健康行動を喚起し、健康意識の普及啓発に努めます。

## 8 ホームページの活用

必要な情報の迅速かつ効率的な共有のため、ホームページを活用します。

## 9 温泉等優待割引事業

加入者の健康の保持増進と心身の保養・リフレッシュを図ることを目的に、温泉等入浴施設の優待割引により温泉の利用を促進します。実施にあたっては、各保険者が共同で普及・啓発を行うためのカード・チラシ・パンフレットを作成します。

## 10 関係団体との連絡調整

保険者協議会中央連絡会、滋賀県医師会等関係団体との連絡・調整を図り、各保険者間の協議と情報の共有化に努めます。